

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする 定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの 更新後契約の準拠法

吉澤卓哉

1. はじめに
2. 更新後定期保険契約の独立性
3. 更新後定期保険契約の準拠法
 - (1) 黙示の準拠法指定
 - (2) 準拠法選択がない場合
 - ① 現実の履行地を「債務履行地」と捉える立場
 - ② 契約上の履行地を「債務履行地」と捉える立場
4. 結論

1. はじめに

日本で暮らす在留外国人は、2013年以降増加傾向にあり、2019年12月末現在で293万人余に達している⁽¹⁾。また、新たな外国人材受入れのため、「出入国管理及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号、2019年4月施行)によって「特定技能」という在留資格が創設されたため、今後さらに在留外国人が増加することが予定されている⁽²⁾。

この特定技能という在留資格は、特定産業分野⁽³⁾での業務従事に限定され

(1) 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」1頁参照。 Available at <http://www.moj.go.jp/isa/content/930004251.pdf>. なお、本稿で掲げるウェブサイトの最終閲覧日は全て2021年3月28日である。

(2) 法改正の要点については山中他(2019)を参照。

(3) 特定技能1号が従事できる産業分野は、①介護、②ビルクリーニング、③素形材産業、④産業機械製造業、⑤電気・電子情報関係産業、⑥建設、⑦造船・舶用工業、⑧自動車整備、⑨航空、⑩宿泊、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食品製造業、⑭外食業であり、特定

るものであり、特定技能1号と同2号から成る。特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である（出入国管理及び難民認定法の別表第1の二の表の「特定技能」の項）。この在留資格において人数的に中心を成すと思われる特定技能1号は、家族の帯同が認められておらず、在留期間は通算で5年に限定されている⁽⁴⁾（同法2条の2第3項）。したがって、特定技能1号の在留資格のみで日本に居住する外国人は、別の在留資格（たとえば、特定技能2号⁽⁵⁾）を取得しない限り、特定技能1号の在留資格者としては最長5年で日本を退去しなければならない。

ところで、こうした特定技能1号の在留資格を持つ外国人も一定期間は日本で居住することになるので、その間に抱えるリスクについて付保する経済需要が当該外国人にある。従来、日本の生命保険会社は外国人労働者向けの保険引受に積極的ではなかったように思われるが、日本の生命保険会社や損害保険会社による当該外国人に関する保険の引受が今後拡大していくかもしれない⁽⁶⁾。そして、その場合、当然のことながら、保険契約者た

ㄨ 技能2号が従事できるのは上述の⑥および⑦に限定されている（「出入国管理及び難民認定法別表第1の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」（平成31年法務省令6号）。

(4) 特定技能1号の在留期間は1年、6ヶ月、4ヶ月であり、在留期間の更新も可能であるが（出入国管理及び難民認定法施行規則の別表第2（第3条関係）、通算で5年以内に限定されている。

(5) ただし、特定技能1号の対象産業分野は14であるが、特定技能2号の取得が可能なのは、2020年11月時点ではそのうちの2分野にすぎない。前掲注(3)参照。

(6) 生命保険会社に関しては、たとえば日本生命保険は、国籍に関わらず保険加入が可能であるとしつつも、外国人労働者専用の保険商品の販売は予定しておらず、全員加入型の団体保険等を提供しているとのことである。同社第72回定時総代会（2019年7月2日開催）議事要旨の質問9を参照。Ref. <https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/sogo/sodaikai/gij-i72syu.html>。住友生命保険は、重要事項や契約内容等を理解できる日本語理解力があり、かつ、保険契約期間にわたり日本に在留する見込みが確認できれば、日本人と同様の引受判断を行っているとのことである。同社2017年度定時総代会における質疑応答の要旨の13を参照。Ref. <https://www.sumitomolife.co.jp/common/pdf/about/company/mutual/>

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法の⁽⁷⁾外国人の日本退去後における保険契約の取扱いが問題となる。

損害保険契約に関しては、日本退去時に被保険利益がなくなることが一般的であるので（たとえば、火災保険の目的物であった家財の売却、自動車保険の被保険自動車の譲渡）、保険契約を解約または失効させて契約が終了することになるのが通常であろう⁽⁸⁾。

一方、生命保険契約に関しては、被保険者が日本から外国に転居することによって自動的に契約が終了することはない（一般に、生命保険契約の適用地域は日本国内に限定されていない⁽⁹⁾）。そのため、在留外国人を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約は帰国後も存続することになるが、当該生命保険契約が定期保険であれば（以下、当初定期保険契約という）、

㍻ meeting/situgi29.pdf. ソニー生命保険も、日本語能力を求めるとともに、保険金受取人も日本居住者であることを求めている。Ref. <https://sonylife.secure.force.com/faq/article/000001288>. メットライフ生命保険も、外国籍の被保険者に関しては、日本に2年以上引き続き居住し、日本語を理解でき、かつ、外国人登録証を保有していることを適格性要件としているようである（東京地判令和元年5月21日判例集未登載2019WLJPCA05218005参照）。

なお、その一方で、在留外国人の保険引受に積極的な姿勢を見せる保険会社もある。たとえば、大同生命保険は、日本語での理解が困難な外国人従業員の契約引受を2019年6月より開始したようである（8カ国語の外国語を予定）。Ref. https://www.daido-life.co.jp/company/news/2019/pdf/190121_news.pdf. また、生命保険会社ではないが、日本在住の外国人向けの保険を中心に引き受けている、株式会社ビバビータメディカルライフという少額短期保険会社もある（少額短期保険会社は生損保兼営が可能である）。この保険会社は、日本語の他、英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、フランス語のウェブサイトを用意している。Ref. <https://vivavida.net/jp>.

(7) こうした論点が存在することは、2020年11月14日に開催された日本保険学会関西支部会報告会において矢野慎治郎氏が示している。

(8) 仮に、何ら手続をとらなかったとしても、一般に損害保険契約は短期契約（1年契約）であるから、保険終期の到来によって自動的に契約は終了する。あるいは、被保険利益の喪失により、保険期間の途中で契約が失効することになる（仮に、自動継続特約が付帯されていたとしても、自動継続された保険契約は、契約当初から被保険利益を欠くものとして無効である）。

(9) 損害保険会社が引き受けている傷害保険に関しても、被保険者の外国転居によって保険契約が自動的に終了することはない（たとえば、損害保険料率算出機構「傷害保険標準約款 普通傷害保険普通保険約款」（2018年）2条参照）。けれども、準拠法条項が置かれているため（同約款38条）、少なくとも日本の裁判所で争われる限り、更新契約の準拠法が問題となることはない。ただし、消費者契約の特例によって、消費者の常居所地法中の強行規定が適用される可能性はある（通則法11条6項1号）。

帰国後に当該定期保険契約が更新を迎えることになる。その後、更新された定期保険契約（以下、更新後定期保険契約という）に関して保険給付等をめぐる紛争が生じると（以下、（本稿の）設例という）、更新後定期保険契約の準拠法がどの法であるかという問題が顕在化する。なぜなら、当該紛争が日本の裁判所に係属して日本の国際私法によって適用準拠法が判断されることを前提とすると、一般に日本の生命保険会社の保険約款には準拠法条項が置かれておらず、当初定期保険契約⁽¹⁰⁾に関しては日本法を準拠法として捉えることができる⁽¹¹⁾としても、更新後定期保険契約の準拠法⁽¹²⁾に関しては慎重な検討が必要だと考えられるからである。

すなわち、当初定期保険契約に関しては、特定技能1号の資格で在留する外国人の常居所が日本であると本国たる外国であるとを問わず、日本法が契約準拠法になると考えられる。

なぜなら、第1に、保険者および保険契約者において、日本法を契約準拠法とする黙示の合意または意思の一致があったと捉えることができるかもしれない⁽¹³⁾（法の適用に関する通則法（以下、通則法という）7条。なお、

(10) 更新後定期保険契約の保険給付請求に関して、外国に常居所のある保険金受取人が日本の生命保険会社を被告として提訴する場合には、被告の主たる営業所や債務履行地といった管轄原因に基づいて、日本の裁判管轄権が認められることになる（民事訴訟法3条の2第3項、3条の3第1号等）。

なお、同法における債務履行地に関しても、現実の履行地と契約上の履行地が乖離しているため、本文3(2)で検討したのと同様の問題がある。けれども、保険者は国内の土地管轄（同法5条1号の義務履行地）に関して契約上の履行地を主張するのが通例であるため、日本の裁判管轄権を否定すべく現実の履行地を同法3条の3第1号の債務履行地として主張することは考えにくい。

(11) 他方、日本の損害保険会社の保険約款には一般に準拠法条項が置かれている。たとえば、損害保険料率算出機構「火災保険標準約款 住宅火災保険普通保険約款」（2014年）37条、同「自動車保険標準約款 自動車保険普通保険約款」（2017年）第6章一般条項33条参照。ちなみに、自動車保険約款に準拠法条項が新設されたのは昭和47年（1972年）約款である（鴻（1995）188頁[鴻常夫]参照）。

(12) 当初定期保険契約の準拠法の論点に関しては、既に吉澤（2017）ではほぼ検討済みである。同論文で取り上げた事案は、メキシコ在住の日本人が、日本に一時帰国時に日本の生命保険会社と死亡保険契約を締結したという稀な事例であるが、準拠法の捉え方に関しては、本稿で検討する特定技能1号の外国人に関する当初定期保険契約と基本的には同じである。

(13) 中西（2007）28頁、櫻田＝道垣内（2011）195頁[中西康]参照。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

一般に日本の生命保険会社の保険約款には準拠法条項が規定されていないので、明示の指定はない)。そうであるとすると、当初定期保険契約の準拠法は日本法となるからである。

なお、この場合、消費者たる保険契約者兼被保険者の常居所が日本であろうと本国たる外国であろうと、結論は変わらない。なぜなら、その常居所が日本であれば、⁽¹⁴⁾適用すべき法が常居所地法であるので消費者契約の特例（通則法 11 条 1 項）は適用されない。他方、保険契約者兼被保険者の常居所が本国たる外国であれば、消費者たる保険契約者兼被保険者が保険者の事業所所在地と法を同じくする地である日本に赴いて当初定期保険契約を締結したものであるから、消費者契約の特例の例外（通則法 11 条 6 項 1 号）に該当し、やはり消費者契約の特例（通則法 11 条 1 項）は適用されないからである。

第 2 に、日本法を契約準拠法とする黙示の指定があったと捉えることはできないと考える場合には、⁽¹⁵⁾定期保険の保険契約者や被保険者は消費者であるから、保険契約者兼被保険者の常居所が日本であるのか、それとも、本国たる外国であるのかに分けて検討する必要がある。

保険契約者兼被保険者の常居所が日本である場合には、消費者契約たる当初定期保険契約の準拠法は、消費者契約の特例（通則法 11 条 2 項）に

(14) 常居所 (habitual residence) については法令上の定義規定が存在せず、また、裁判例においても一般的な考え方は固まっていないようである（水戸家裁平成 3 年 3 月 4 日家月 45 卷 12 号 57 頁、横浜地判平成 3 年 10 月 31 日家月 44 卷 12 号 105 頁参照）。

ちなみに、戸籍事務の取扱いからすると、技能実習や特定技能 1 号の資格で日本に在留している外国人は、引き続き 5 年以上在留している場合に我が国に常居所があるものとして取り扱うとされている（「法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」（平成元年 10 月 2 日民二第 3900 号法務省民事局長通達）の「第 8 常居所の認定」の 1 (2) ア）。したがって、戸籍実務上、特定技能 1 号の在留資格として来日した外国人については、特定技能 1 号の在留資格期間中は常居所が日本にあるとは認められない（特定技能 1 号に基づく在留資格は通算 5 年が限度であるため）。一方、技能実習の資格で来日し、離日しないまま特定技能 1 号の在留資格に変更した外国人については、特定技能 1 号の在留資格期間中に引き続き 5 年以上在留という要件を充足する可能性があり、その場合には 5 年経過後は常居所が日本にあると認められることになろう。

(15) 吉澤 (2017) 46-50 頁参照。

より、消費者の常居所地法である日本法となる。

一方、保険契約者兼被保険者の常居所が本国たる外国である場合には、消費者たる保険契約者兼被保険者が保険者の事業所所在地と法を同じくする地である日本に赴いて当初定期保険契約を締結したものであるから、消費者契約の特例の例外（通則法 11 条 6 項 1 号）に該当し、消費者契約の特例（通則法 11 条 2 項）は適用されない。そのため、保険給付という特徴的給付を行う保険者⁽¹⁶⁾の事業所所在地法である日本法が最密接関係地法と推定され（通則法 8 条 2 項）、当初定期保険契約に関してこの推定を覆すことは困難であると思われるので⁽¹⁷⁾、日本法が最密接関係地法として契約準拠法となろう（通則法 8 条 1 項）。

こうして、日本法を契約準拠法とする黙示の指定があったと捉えることはできない場合も、保険契約者兼被保険者の常居所が日本であろうと外国であろうと、やはり日本法が準拠法となるからである。

以上のとおり、当初定期保険契約の準拠法は日本法になると考えられるが、更新後定期保険契約の準拠法に関しては必ずしも同様に捉えることはできないので、別途、慎重に検討する必要がある。そこで、以下では、更新後定期保険契約を当初定期保険契約とは別個の契約と捉えることができるか否かを検討し（次述 2）、別個の契約であると捉えたうえで、更新後定期保険契約の準拠法を検討して（後述 3）、最後に結論を述べる（後述 4）。

(16) 保険契約に関しては、保険者による保険給付が特徴的給付に該当すると考えられている。法例研究会（2003）43 頁、櫻田＝道垣内（2011）209 頁〔中西康〕、澤木＝道垣内（2018）184 頁参照。また、奥田（2009）344 頁参照。

(17) 外国の要素としては、保険契約者兼被保険者の本国および常居所が特定の外国であること、そして、保険金受取人の本国および常居所も当該外国であろうことがあるが、日本の保険契約が締結されたことも勘案すると、特徴的給付に基づく最密接関係地の推定を覆すほどではないであろう。

2. 更新後定期保険契約の独立性

もし更新後定期保険契約が、当初定期保険契約とは別個の契約ではなくて、当初定期保険契約と契約としての同一性を保持しているとすると、別個に契約準拠法を捉える必要はないことになる。すなわち、一つの保険契約と捉えたうえで契約準拠法を検討すればよい。たとえば、当初定期保険契約の終期に至った場合には、契約当事者による事前の申し出がない限り、保険期間以外の契約条件を全く変更することなく保険期間の終期が自動的に一定期間延長され続けるという合意が、当初定期保険契約の締結時に合意されていた場合には、そのような考え方を採用する余地がないとは言えないであろう。

ところで、一般に、日本において、定期保険の更新は以下のように行われている（なお、以下では個人保険の定期保険を想定する。団体定期保険は、在留外国人の離日時に当該団体保険契約から脱退することになると思われるため、本稿では検討しない⁽¹⁸⁾）。

更新の手法方法としては、自動更新制度が一般に利用されている。自動更新とは、「契約時に一定年数を保険期間として設定し、その保険期間が満了になると自動的に次の保険期間として契約が継続となる取り扱い」のことである⁽¹⁹⁾。ただし、保険期間満了日の一定期間前までに保険契約者が保険者に不更新の申し出をすれば、当該保険契約は更新されない（他方、保

(18) 生命保険の団体契約ではないが、損害保険会社は、特定技能1号の在留外国人向けに、保険契約者を公益財団法人国際人材協力機構とし、海外旅行保険（死亡保障を含む）を主体とする団体保険契約（特定技能外国人総合保険）を用意している（三井住友海上火災保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損保の共同保険）。そして、補償対象期間は、被保険者たる短期在留外国人の帰国時または他の在留資格への変更時に終了するため、本稿のような帰国後の契約更新といった問題は生じないと考えられる。同保険制度については次のウェブサイトを参照。Ref. <http://www.k-kenshu.co.jp/pdf/t2019.pdf#page=1&zoom=auto,-237,879>.

(19) 生命保険文化センター「生命保険に関する Q&A 契約の「更新」って何？」参照。Available at https://www.jili.or.jp/knows_learns/q_a/life_insurance/life_insurance_q14.html.

險者側には任意の不更新が認められていない⁽²⁰⁾。なお、更新後定期保険契約に関しては保険証券（日本法上は、保険契約締結時書面。保険法 40 条）が発行されず、契約更新の通知が保険者からなされることが多いようである⁽²¹⁾。

更新後の保険契約内容は次のとおりである。すなわち、更新であるので更新後契約の保険種類は更新前のものと同じとなるが、保険料、保険期間、その他契約内容は更新前契約と同じではない。

保険料に関しては、更新日における被保険者の年齢および保険料率に基づいて保険料が再計算される⁽²²⁾。更新時には被保険者の年齢が高くなっているため、通常、更新後定期保険契約の保険料額は更新前定期保険契約の保険料額よりも上昇することになる（また、保険料率の変動による影響も受ける）。

保険期間に関しては、期間の長さ自体は更新前定期保険契約と同じであるが、更新後定期保険契約の保険始期（更新日）は更新前定期保険契約の保険終期（保険期間満了日）の翌日となる⁽²⁴⁾ので、両保険契約では、保険期

(20) たとえば、日本生命保険の日本生命保険の「定期保険（有配当 2012）給付約款」（以下、日本生命・定期保険約款という）8 条 1 項、2 項、明治安田生命保険の「個人定期保険普通保険約款」（2020 年 10 月版。以下、明治安田生命・定期保険約款という）25 条 1 項、第一生命保険の「5 年ごと配当付定期保険」の普通保険約款（以下、第一生命・定期保険約款という）40 条 1 項、2 項、住友生命保険の「5 年ごと利差配当付定期保険普通保険約款」（以下、住友生命・定期保険約款という）45 条 1 項参照。Available at <https://www.nissay.co.jp/keiyaku/shiori/download/pdf/2020/04/mirainokatachi/02.pdf>; https://www.meijiyasuda.co.jp/my_web_yakkan/pdf/2020/0090060020201002.pdf; https://event.dai-ichi-life.co.jp/yakkan/01_2009_10/pdf/01_05148_002.pdf; https://inscloud.jp/ak/01/pdf/embblem_e202004.pdf

(21) たとえば、日本生命保険の契約基本約款（2020 年 4 月。以下、日本生命・契約基本約款という。約款掲載場所は前注に同じ）3 条 3 項、明治安田生命・定期保険約款 2 条 3 項 2 号、25 条 4 項、第一生命・定期保険約款 40 条 6 項柱書参照。

(22) 生命保険文化センター・前掲注 18 参照。またたとえば、日本生命・定期保険約款 8 条 7 項、明治安田生命・定期保険約款 25 条 1 項、第一生命・定期保険約款 40 条 6 項 1 号、2 号参照。

(23) 日本生命保険（2016）32 頁参照。

(24) たとえば、第一生命・定期保険約款 40 条 6 項 1 号、住友生命・定期保険約款 45 条 3 項の表の 2 参照。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

間の始期および終期が異なる。ただし、告知の引き継ぎを行うため、告知義務および告知義務違反に関しては、更新後定期保険契約の保険期間は更新前定期保険契約の保険期間が継続しているものとして取り扱われることがある⁽²⁵⁾。なお、自殺免責に関しては、自殺免責期間の起算点は責任開始日（当初の保険契約の保険始期のこと。ちなみに、更新後定期保険契約の始期は更新日と呼ばれている）と保険約款で規定されているので、更新後定期保険契約に関しても当初定期保険契約の保険始期から起算される⁽²⁶⁾。

保険料、保険期間以外の契約内容のほとんどは保険約款で規定されているが、更新後定期保険契約には更新日時点において当該保険者が使用している保険約款が適用される（当初定期保険契約の保険約款が更新後定期保険契約にも適用される訳ではない⁽²⁷⁾）。

以上の定期保険更新の実態を踏まえて、更新後定期保険契約を別個の契約と捉えるべきか否かを検討する。なお、当然のことながら、この検討は国際私法の観点から行うべきものであって、特定の実質法（たとえば、日本法⁽²⁸⁾）における取扱いに従うものではない。

(25) たとえば、日本生命・定期保険約款 8 条 9 項、第一生命・定期保険約款 40 条 6 項 4 号参照。なお、告知義務違反解除を行わない場合に限定して、更新前後の保険契約の保険期間を継続したもののみならず約款規定を置いているものとして、たとえば、明治安田生命・定期保険約款 25 条 3 項、住友生命・定期保険約款 45 条 3 項 6 号参照。

(26) たとえば、日本生命・定期保険約款 1 条 1 項、明治安田生命・定期保険約款 3 条 1 項、第一生命・定期保険約款 2 条、住友生命・定期保険約款 8 条 1 項 1 号参照。

(27) 日本生命・定期保険約款 8 条 7 項、第一生命・定期保険約款 40 条 6 項 2 号、住友生命・定期保険約款 45 条 3 項の表の 8 参照。ただし、住友生命・定期保険約款 45 条 7 項では、更新後の契約にも更新前の保険約款を原則として適用するとも規定されており、整合的な解釈が難しい。

(28) たとえば、日本の保険法（平成 20 年法律 56 号）は同法施行後に締結された保険契約に適用することを原則としているが（同法附則 2 条）、保険法の経過措置の趣旨からすると、既存保険契約が保険法施行後に更新された場合には、更新後契約には保険法が適用されると同法立案担当者は述べている。萩本（2009）217 頁注 1 参照。またたとえば、債権関係が改正された改正民法（平成 29 年法律 44 号）において同法施行前に締結された契約に適用しない旨の経過措置が定められている場合においても、当事者間の合意によって同法施行後に契約更新がなされた場合には、新法適用への期待があることを理由に、更新後契約には新法が適用されると同法立案担当者は述べている。筒井＝村松（2018）383 頁、同頁注 1 参照。しかしながら、これらは日本の実質法である保険法や民法における更新契約の

そこで国際私法の観点から検討するに、自動更新方式の採用によって契約更新手続が簡素化されているものの、契約終期の延伸、あるいは、契約期間の延長という契約方式を採用しておらず、新たな保険期間が開始するものであること、保険料の再設定という契約債務の重要な変更がなされること、保険契約内容の大半を占める保険約款は当初定期保険契約と同一のものではなく、更新時のものが適用されることからすると、更新後定期保険契約は当初定期保険契約とは別個の契約であると考えられる⁽²⁹⁾。したがって、更新後定期保険契約の準拠法を独自に決定する必要があることになる⁽³⁰⁾。

3. 更新後定期保険契約の準拠法

ここでは、更新後定期保険契約の準拠法、具体的には、特定技能1号の資格で在留する外国人が日本で定期保険契約を締結したが（当該外国人が保険契約者兼被保険者であり、その配偶者が保険金受取人であると仮定す

ゝ 取扱いであって、抵触法レベルでの取扱いではない。

(29) 損害保険会社が引き受けている傷害保険契約についても、もし短期在留外国人を被保険者とした傷害保険契約の引受がなされていると、本稿で検討しているのと同じ問題が生じ得る。けれども、損害保険会社の傷害保険においては、更新後の契約内容は更新前契約の保険期間末日における契約内容と同内容にて更新されるものとされており（たとえば、東京海上日動火災保険の傷害総合保険（愛称は「トータルアシストからだの保険」。2021年1月1日以降始期用）の「保険契約の更新に関する特約」3条2項、三井住友海上保険のパーソナル総合傷害保険（2016年4月改定）の「自動継続特約」4条1項）、また、任意の不更新が保険者にも認められている（たとえば、上述の東京海上日動火災保険の特約2条1項、三井住友海上保険の特約3条1項）など、生命保険会社の更新制度とは異なる点も多いため、別途の検討が必要である。このような傷害保険に関しては、更新後の傷害保険契約は更新前の傷害保険契約の保険終期が延長されたものであると捉えることも可能かもしれない。ただし、損害保険ジャパンの傷害総合保険（2020年4月民法改正対応版）の「保険契約の継続に関する特約」では、更新後の傷害保険契約が新たな保険契約であることが明記されているため（同特約3条1項）、このような解釈は困難であり、生命保険会社の定期保険と同様の問題を抱えていることになる。

(30) 一方、主契約（終身保険など）に付加される定期保険特約には、同特約部分のみが更新されるタイプのものもあるが（更新型定期保険特約）、契約としては定期保険特約部分も含めて一つの保険契約と考えられるから（たとえば、定期保険特約付き終身保険）、たとえ定期保険特約部分が更新されたとしても、特段の合意がない限り、当該契約全体について同じ準拠法が適用されることになろう。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

る)、その後、特定技能2号等の他の在留資格を得ることなく本国に帰国し、やがて本国において当初定期保険契約の更新を迎えて開始した更新後定期保険契約の準拠法を検討する(検討対象となる更新後定期保険契約とは、当然のことながら、本国帰国後の最初の契約更新によって成立する契約のみならず、その後、永年にわたって繰り返される契約更新によって成立する契約を含む)。なお、保険金受取人である当該外国人の配偶者は、当該外国人の本国と同じ国籍であり、また、同国に出生以来居住しているものと仮定する(ちなみに、特定技能1号の在留資格者は、妻子を日本に帯同することができない。出入国管理及び難民認定法の別表第1の四)。

(1) 黙示の準拠法指定

一般に、日本の生命保険会社の保険約款には準拠法条項が置かれておらず(前述1参照)、明示の準拠法指定はなされていない。そこで、黙示の準拠法指定の有無を検討することになるが、日本法を契約準拠法とする黙示の指定があったと、少なくとも一般的に認定することは困難であると考えられる。

なぜなら、黙示の準拠法指定に関しては、通則法施行後は、「当事者の現実の意思ではない仮定的な意思を『黙示の意思』として探求することは許されない、少なくともその必要はなくなったと理解する見解」が通則法制定後の通説であるとされている⁽³¹⁾。そうであるとすると、現実の準拠法選択の有無および内容を検討することになるが、保険契約者兼被保険者は本国たる外国に帰国済みであり、本国帰国の旨を保険者に対して通知済みであり、本国の住所に更新案内が保険者から送付されており、保険金受取人も当該外国に居住していることからすると、また、特に本国に帰国してから定期保険契約の更新が何度も行われ、更新後定期保険契約の通算保険期間が数十年に及ぶ場合には(そして、その間には自動更新の具体的な方法も変わっていくことであろう。後述(2)②(a)参照)、更新後定期保険契約

(31) 櫻田=道垣内(2011)193-194頁[中西康]参照。

の準拠法を日本法とする意思が保険契約者兼被保険者にあったとは、少なくとも一般的には言えないと考えられるからである。⁽³²⁾

もちろん、個別事案においては、保険者のみならず保険契約者に関しても、日本法を準拠法とする黙示の意思が存在したことを認定できることもあり得るだろう。その場合には、消費者契約の特例が問題となる。すなわち、黙示の準拠法指定によって日本法を適用すべきであっても、それは消費者たる保険契約者兼被保険者の常居所地法（本国法たる外国法）とは異なるため、常居所地法中の特定の強行規定の適用を保険者に意思表示すれば、当該強行規定をも適用されることになる（通則法 11 条 1 項）。ここで常居所地法中の強行規定としては、たとえば、当該外国の保険契約法中の告知義務規整等や、当該外国の越境保険取引規制における違反契約の私法上の効果に関する規定が考えられる（後者に関しては後述 4 参照）。

なお、消費者契約の特例の能動的消費者に関する例外規定（通則法 11 条 6 項 1 号、2 号）は通常は適用されないと考えられる。なぜなら、同項 1 号に関しては、定期保険契約の更新は一般に自動更新がなされ、保険契約者兼被保険者が日本に赴いて更新手続を行うものではないが、そのような自動更新に関しては、保険契約者兼被保険者は日本に赴かないので該当しない。同項 2 号に該当しないと考えられることは、準拠法選択がない場合の検討において述べる（次述(2)①参照）。

(2) 準拠法選択がない場合

日本法を契約準拠法とする黙示の指定があったと捉えることはできない

(32) 反対に、当初定期保険契約について準拠法を日本法とする黙示の意思が認められる場合には、更新後定期保険契約に関しても同様の黙示の意思が認められると一般的に言える、とする見解もあり得よう。ただ、そうした立場をとるとしても、個別事案においては、あるいは、自動更新の具体的な方法の変遷次第では、そのような黙示の意思を保険契約者兼被保険者に認めることが困難なこともあり得よう。

なお、契約当事者が用いた標準契約条件が、特定国の法制度を前提としてその国の官庁の認可を受けているものであった場合には黙示の現実の準拠法選択があったと解釈する学説もあるが（櫻田＝道垣内（2011）194 頁[中西康]）、少なくとも本稿の設例のような場合には、こうした解釈を採ることができないように思われる。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

とすると、更新後定期保険契約の保険契約者兼被保険者は消費者であるから、原則として消費者契約の特例が適用されることになる。すなわち、帰国後の保険契約者兼被保険者の常居所地法である外国法が準拠法となる(通則法 11 条 2 項)。

ここで、保険契約者が消費者契約の特例の例外となる能動的消費者(通則法 11 条 6 項 1 号、2 号)に該当するか否かを一応検討する必要がある。ただし、保険契約者は、定期保険契約の更新(そのほとんどが自動更新である)を常居所である外国で迎えているので、同項 1 号には該当しない。問題となり得るのは、同項 2 号である。

すなわち、日本の生命保険会社の保険約款においては、持参債務原則(商法 516 条、保険相互会社については保険業法 21 条 2 項)を取立債務に修正して、保険金支払債務の履行地を保険者の「本店または支社」と規定していることが多い。⁽³³⁾したがって、当該約款条項が有効であることを前提として(ただし、保険約款中の履行地条項を制限的に解する考え方も強い。後述 3(2)②(b)(b-1)参照)、通則法 11 条 6 項 2 号を更新後定期保険契約に単純に当てはめると、保険金受取人が日本において保険債務の全部の履行を受けることとされていたときに該当するので、同号の例外規定に該当することになりそうである(なお、定期保険は死亡保険の一種であるが、死亡保険において保険金請求権があるのは保険金受取人であるから、こと通則法 11 条 6 項 2 号に関しては、定期保険契約締結時における保険金受取人を同号における「消費者」と捉えるべきであると考えられる。当然のことながら、通則法 11 条の他の条項における「消費者」は保険契約者を意味している)。

しかしながら、定期保険契約について保険事故(被保険者の死亡)が発

(33) 山下(2005)532頁、日本生命(2016)293頁参照。たとえば、日本生命・定期保険約款7条1項参照。なお、住友生命・定期保険約款41条1項では、「会社の本社または会社の指定する支社」を履行地として規定しており、全ての支社が履行地となる訳ではないようである。

一方、保険者の本社のみを履行地と規定する大手生命保険会社も存在する。たとえば、第一生命・定期保険約款6条4項、明治安田生命・定期保険約款6条1項参照。

生し、保険金受取人（保険契約者兼被保険者と同じ外国に常居所があることが多いであろう）が保険金を受領するに際しては、実際には日本に赴くことはないであろう。日本に居住している保険金受取人が保険金を受領する場合も、保険者の「本店または支社」で保険金を受領することは稀であって、ほとんどの場合、保険金受取人が指定する銀行口座等への振込で保険金支払が行われているからである。ましてや、外国居住者が保険金を受領する場合に、保険金受取人に来日を求めることはなく、振込が利用されることになるかと思われる。⁽³⁴⁾

このように、契約上の履行地（取立債務として、保険者の「本店または支社」が履行地となる）と、実際に一般的に債務の履行として行われており、当該債務の履行においても予定されている履行地（銀行振込等が一般的であるので、現実には保険金受取人の住所が履行地となっている。以下、現実の履行地という）とが乖離することがある。そのような実態があるにもかかわらず、取立債務を規定する保険約款条項を重視すると、履行地が保険者の事業所所在地である日本となり、消費者契約の特例が例外として排除されてしまうことになる（通則法 11 条 6 項 2 号）。そこで、通則法 11 条 6 項 2 号における「債務の全部の履行を受けることとされていた地」（以下、「債務履行地」という）をどう捉えるかが問題となる。以下では、同号の「債務履行地」を、現実の履行地と捉える立場（次述①）と契約上の履行地（後述②）と捉える立場に分けて検討を行う。

なお、通則法 11 条 6 項 2 号但書に該当する場合には、消費者契約の特

(34) 日本生命保険（2016）293 頁、岡田（2017）348 頁参照。それ以前は、保険金請求者の住所への保険金持参や振込で支払われることが一般的だった（山下（2005）531-532 頁参照）。さらにそれ以前は、送金小切手、振替貯金現金払等の方法による送金や支社における即時支払が行われていた（新生命保険実務講座（1966）154 頁〔奥村茂〕参照）。

(35) ただし、日本国内で締結された死亡保険契約に關してであるが、被保険者が海外渡航中に死亡した場合、保険実務では保険金受取人による海外からの死亡保険金請求は予定されていないようである。明治安田生命保険「海外渡航の手引き」14 頁 A の 3、住友生命保険「海外渡航の手引き」14 頁参照。Available at <https://www.meijiyasuda.co.jp/contractor/service/detail/pdf/guide.pdf>; <https://www.sumitomolife.co.jp/contract/about/overseas/pdf/tebiki.pdf>.

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

例が排除されない。ここで、保険者から保険契約者に宛てた自動更新の案内通知を同号但書の「勧誘」と解釈することができれば、同号但書が適用され、結果的に消費者契約の特例（通則法 11 条 2 項）が適用されることになる。確かに、定期保険契約の自動更新の案内通知は個別具体的なものであるけれども、保険契約者側から不更新の申し出をしなければ所定の契約内容で自動的に保険契約が更新される旨の通知であり、契約締結の「勧誘」と言えるかどうかは議論の余地がある。少なくとも、同号但書の「勧誘」として従来議論されてきたものとは異なる。⁽³⁶⁾したがって、同号但書の「勧誘」には該当しないとの解釈も十分に成り立つと思われるので、以下では同号但書には該当しないものとして検討を進める。

① 現実の履行地を「債務履行地」と捉える立場

ここでは、契約上の履行地と現実の履行地が常態的に乖離しており、かつ、当該契約においても両履行地が異なる場合には、現実の履行地を通則法 11 条 6 項 2 号の「債務履行地」と捉える立場について検討する。この立場を採用すると、本稿の設例では、保険金受取人の常居所である外国で債務の全部の履行を受けることとされていたことになるので、すなわち、⁽³⁷⁾来日が予定されていなかったことになるので、⁽³⁸⁾同号の例外規定は適用されないことになる。

そもそも、特定国の実体法においてはある地が契約上の履行地に該当するとしても、その地が国際私法の消費者契約の特例における「債務履行地」に該当するとは限らない。国際私法の消費者契約の特例における「債務履行地」概念は、国際私法の観点から別個に判断する必要がある。⁽³⁹⁾そし

(36) たとえば、小出他（2006）55 頁、神前（2006）98-100 頁、櫻田＝道垣内（2011）265-266 頁〔西谷祐子〕、櫻田（2012）235 頁、小出（2014）141 頁、澤木＝道垣内（2018）205-206 頁参照。

(37) より正確には、保険契約締結時に指定された当初の保険金受取人であって、保険金受取人が変更された場合（保険法 43 条～46 条）における変更後の保険金受取人ではない。

(38) もちろん、保険金受取人が外国居住者である場合には、来日しないと保険金を受領できないとする実務が一般的に行われている生命保険会社に関しては、当てはまらない。

(39) この点は、保険金受取人の生命保険会社に対する保険金請求訴訟における土地管轄に関して、保険金支払債務の「義務履行地」が争われてきた事案にも同様に当てはまる。すなわ

て、契約上の履行地と現実の履行地が一般的に乖離しており、かつ、当該契約においても乖離している場合には、こと国際私法の消費者契約の特例に関しては、現実の履行地を同号の「債務履行地」と捉える考え方も十分に成り立つと考えられる。

なぜなら、第1に、通則法11条6項1号のみならず、同項2号に関しても、消費者が事業者の関係事業所所在地の法域に赴くことが要件とされており、⁽⁴⁰⁾両号は、消費者契約の特例対象を受動的消費者に限定し、能動的消費者を特例対象から排除している。けれども、契約上の履行地（事業者の事業所所在地）と現実の履行地（消費者の常居所地）が異なる場合には、契約上の履行地に消費者が赴くことが予定されていないからである。

ここで能動的消費者とは、「自らの意思で国境を越えて事業者の事業所所在地において契約を締結するような消費者」の⁽⁴¹⁾ことである。なお、この表現では同項2号の能動的消費者が具体的には明示されていないが、同項2号に即して言えば、「自らの意思で国境を越えて事業者の事業所所在地において債務の全部の履行を受けるような消費者」ということになる。けれども、本稿の設例では、更新後定期保険契約の保険金請求に関しては、保険金受取人が日本に赴くことなく、保険者に保険金の海外送金を依頼して保険金を受領することが一般的に行われており、また、当該更新後定期保険契約に関しても、保険金受取人は海外送金を受け取る方法で当該外国において保険金を受領するのであれば、当該保険金受取人を「能動的消費者」と取り扱って（通則法11条6項2号）、消費者契約の特例の適用を排除する必然性や必要性に乏しい。

ちなみに、日本の民事訴訟における国内土地管轄の一つに義務履行地があるが（民事訴訟法5条）、このような特別裁判籍を認めた理由は、「財産

、わち、実体法上の債務の履行地の捉え方とは別個に、手続法における特別裁判籍としての「義務履行地」を検討する必要があるのである。この点は、既に住吉（1976）によって指摘されていたところである。

(40) 西谷（2007）39頁、櫻田＝道垣内（2011）266頁〔西谷祐子〕参照。

(41) 法務省（2005）第6-8（3）エ参照。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

債上の請求で義務の履行を伴うもの、すなわち、債権関係を前提とするものは、帰するところその債権関係から生じる義務の履行が中心となり、債権関係の当事者は、義務の履行地で、履行の提供・受領をすることになるから、その地で出訴し、これに応訴することは、いずれの当事者にとっても便宜であり、不当に不利益とならないと解されるからである。」と説明されている。⁽⁴²⁾けれども、契約上の履行地と現実の履行地が異なる場合には、契約上の履行地を義務履行地と捉えたと、こうした民事訴訟法の趣旨に沿わないことになると考えられている。⁽⁴³⁾

そもそも、通則法 11 条 6 項 2 号の能動的消費者としては、たとえば、海外旅行者が海外のホテルとの間で宿泊予約契約を締結していた事例や、⁽⁴⁴⁾旅行に出発する前に売買契約を締結し、購入した品を旅行先で受け取る事例⁽⁴⁵⁾が挙げられている。すなわち、同号の債務としては、特徴的給付が、それも、金銭給付以外の特徴的給付が想定されているのである。ところで、保険者による保険金支払は特徴的給付（通則法 8 条 2 項）に該当すると考えられている。けれども、保険金支払は、消費者契約の特例の例外となる「債務」（通則法 11 条 6 項 2 号）に関して、少なくともその典型例としては想定されていないように思われる。⁽⁴⁶⁾

ちなみに、EU のローマ I 規則（Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations, Rome I）においても、消費者契約（Consumer contracts）の特例が規定されているが（同規則 6 条）、消費者向けの保険契約に同条は適用されず、保険契約（Insurance contracts）に

(42) 斎藤他（2001）251 頁[小室直人=松山恒昭]。新堂=小島（1991）159 頁[佐々木吉男]も同旨。

(43) 谷口（1988）161 頁は、契約上の履行地と現実の履行地が異なる場合には、現実の履行地を「義務履行地」（民事訴訟法 5 条）と捉えるべきであるとする。

(44) 神前（2006）97 頁、澤木=道垣内（2018）206 頁参照。

(45) 神前（2006）97 頁、神前他（2019）144 頁参照。

(46) ただし、損害保険契約について保険者が行う現物での保険給付（たとえば、被保険者に対する治療の現物給付や、保険の目的物に関する修理の現物給付）については、通則法 11 条 6 項 2 号の「債務」に該当することは間違いなであろう。

関する特則（同規則7条）が適用される（同規則6条1項）。そして、生命保険契約の準拠法は、準拠法を指定する場合には、保険契約締結時のリスク所在地法、保険契約者の常居所地法、保険契約者の本国法の中から指定した法となり、準拠法を指定しない場合には、保険契約締結時のリスク所在地法となる（同規則7条3項）。したがって、こと保険契約の準拠法決定においては、日本の通則法のように保険金債務の履行地が何処かという問題は生じないのである。

第2に、能動的消費者を消費者契約の特例から排除するのは、「(能動的)消費者についてまでその常居所地法による保護を受けられるとすると、国内的にのみ活動している事業者までも消費者の常居所地法の適用を想定しなければならないこととなるが、このことは、そのような事業者の準拠法に関する予見可能性を阻害し、事業の遂行に支障を来す可能性がある。」⁽⁴⁷⁾ことを理由とする。しかるに、本稿の設例のように、短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本人の本国帰国後に更新された更新後定期保険契約に関しては、事業者たる保険者の予見可能性はさほど害されないと考えられるからである。

すなわち、短期在留外国人向けの定期保険に関しては、日本国内で当初定期保険契約を締結するものの、その後の更新時においては保険契約者兼被保険者が本国たる外国に帰国済みであり、来日することなく更新が行われる事態に至ることを保険者は容易に想定し得る。また、一般に、保険約款⁽⁴⁸⁾において、保険者は保険契約者に住所変更通知を求めており、実際に、保険契約者兼被保険者から保険者に対して、日本から外国への住所変更通知がなされていた場合には、当該事実を保険者も了知していたことになる。こうした事情に鑑みると、少なくとも短期在留外国人向けの定期保険に関しては、当初定期保険契約の締結後に保険契約者兼被保険者が本国たる外国に帰国し、当該外国で契約更新を迎えることについて予見可能性は害さ

(47) 法務省（2005）第6-8（3）エ、櫻田＝道垣内（2011）265頁〔西谷祐子〕参照。

(48) 日本生命・契約基本約款11条1項、明治安田生命・定期保険約款38条1項、第一生命・定期保険約款31条1項、住友生命・定期保険約款23条1項参照。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

れないと考えられる。

第3に、短期在留外国人向けの定期保険を引き受けている生命保険会社は、上述のとおり更新時に保険契約者兼被保険者が本国たる外国に帰国済みであることも十分に想定できるので、もし外国における更新に基づく更新後定期保険契約も保険引受対象であると考えているのであれば⁽⁴⁹⁾、そもそも、「国内的にのみ活動している事業者」とは言えないと考えられるからである。また、少なくとも日本の大手生命保険会社は各国に海外進出をしており⁽⁵⁰⁾、実質的にも「国内的にのみ活動している事業者」とは言い難い。

以上の理由により、契約上の履行地と現実の履行地が常態的に乖離しており、かつ、当該契約においても両履行地が異なる場合には、こと国際私法の消費者契約の特例に関しては、現実の履行地を同号の「債務履行地」と捉えるべきであると考えられる。そして、保険契約者兼被保険者たる短期在留外国人が本国帰国後に更新した更新後定期保険契約は、こうした場合に該当すると考えられる。

(49) 他方、在留期間中のみを保険引受の対象としたり、帰国後は自動更新を停止したりするのであれば、こうした問題は生じない。たとえば、株式会社ビバビダメディカルライフ（前掲注5参照）は、「特定外国人1号向け保険」と称する生命保険等を引き受けているが、保険期間は4ヶ月、6ヶ月、12ヶ月の3種類である。そして、日本国内で発症の傷病のみを保障対象としている。同保険については次のウェブサイト参照。Ref., <https://vivavida.net/jp/skill>; <https://vivavida.net/jp/faq>.

(50) 日本の生命保険会社は、短期在留外国人の多くの出身国であるアジア地域でも積極的に海外事業を展開している（ただし、支店形態ではなく、現地法人形態で海外進出している）。たとえば、日本生命保険は、米国・豪州の他、インド、ミャンマー、中国、タイ、インドネシアにおいて生命保険事業を展開している。Ref., <https://www.nissay.co.jp/kai-sha/csr/teikyo>。明治安田生命保険は、米国・欧州の他、中国、タイ、インドネシアで海外保険事業を展開している。Ref., https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/pdf/customer_10.pdf。住友生命保険は、米国の他、中国、シンガポール、インドネシア、ベトナムで生命保険事業を展開している。Ref., <https://www.sumitomolife.co.jp/common/pdf/about/company/ir/disclosure/2019/p058-061.pdf>。なお、第一生命保険グループは保険持株会社方式を採用しているため、持株会社である第一生命HDやグループ会社の出資により、米国・欧州・豪州の他、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インド、インドネシア、タイにおいて生命保険事業を展開している。Ref., https://www.dai-ichi-life-hd.com/about/group/list/asia_pacific.html。

② 契約上の履行地を「債務履行地」と捉える立場

ここでは、契約上の履行地と現実の履行地が常態的に乖離しており、かつ、当該契約においても両履行地が異なる場合であっても、契約上の履行地を通則法 11 条 6 項 2 号の「債務履行地」と捉える立場について検討する。

この立場は、さらに二分される。すなわち、契約上の履行地が通則法 11 条 6 項 2 号の「債務履行地」に該当するので、同号の例外規定が適用されるとする考え方⁽⁵¹⁾、こと設例のような事案に関しては、契約上の履行地が通則法 11 条 6 項 2 号の「債務履行地」に該当するものの、同号の例外規定の適用を保険者が主張することは許されないとする考え方に分かれることになろう。以下、順に検討する。

(a) 通則法 11 条 6 項 2 号が適用されるとする考え方

契約上の履行地と現実の履行地が常態的に乖離しており、かつ、当該契約においても両履行地が異なる場合であっても、契約上の履行地が通則法 11 条 6 項 2 号の「債務履行地」であり、本稿の設例では契約上の履行地は保険者の事業所所在地である日本であるので、通則法 11 条 6 項 2 号が適用されるとする考え方である。この立場を採用すると、本稿の設例では、保険者の「本店または支社」で債務の全部の履行を受けることとされていたことになるので、外国に当該保険者の支社が存在しない限り、同号の例外規定が適用されることになる。したがって、消費者契約の特例である通則法 11 条 2 項は適用されず、通則法 8 条 1 項に従って最密接関係地法が準拠法となる。

(51) 吉澤 (2017) 60 頁は、当該論文で取り上げた事案について通則法 11 条 6 項 2 号が適用される旨を述べたが、当該事案は本稿の設例とは相当に異なるものである。すなわち、当該論文の事案 (東京地判平成 25 年 5 月 31 日判例集未登載 (平成 24 (ワ) 14059 号) Westlaw2013WLJPBY05318003 は、保険契約者兼被保険者が外国に常居所のある日本人であり、日本に一時帰省した際に死亡保険契約を締結したものの (日本に常居所があると偽って加入した)、その後、当該外国で死亡したため、日本在住の保険金受取人が当該死亡保険契約について保険金を請求したものである。つまり、契約上の履行地も、現実の履行地である保険金受取人常居所地も日本である。また、保険契約者兼被保険者は外国に常居所がありながら、日本在住者と偽って保険契約を締結した事案である。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

ここで、最密接関係地法をいかに判断するかが問われることになる。通則法8条2項によって特徴的給付を行う保険者の事業所所在地の法が最密接関係地法と推定されるが、本稿の設例である更新後定期保険契約に関しては、この推定を覆して、保険契約者兼被保険者および保険金受取人の常居所地である外国の法を最密接関係地法と捉えることができると考えられる。⁽⁵²⁾

なぜなら、(ア) 保険契約者の常居所地は当該外国であること（本国も当該外国であることが多い）、(イ) 被保険者の常居所地（＝リスク所在地）は当該外国であること（本国も当該外国であることが多い）、(ウ) 保険金受取人（＝保険契約の受益者）の常居所地も当該外国であることが多いこと（本国も当該外国であることが多い）、(エ) 更新後定期保険契約の自動継続に関する通知は当該外国の保険契約者住所に送付されていること、(オ) 保険金支払債務の現実の履行地は当該外国であることからすると、当該外国との密接関連性が相当程度存在する。一方、日本との関連性は、(カ) 保険者の事業所所在地が日本であること、(キ) 更新後定期保険契約の自動継続に関する通知が日本から発送されていること（ただし、将来的には、日本からの帰国者が多い外国には、経費削減等の目的で生命保険会社が自動継続通知の発送拠点を設け、当該拠点から当該通知を発送することになるかもしれない。また、書状による通知ではなくて、電子媒体による通知を保険者が利用するようになるかもしれない）、(ク) 保険金支払債務の契約上の履行地が日本であること、(ケ) 保険約款が日本語で記述されていること、(コ) 自動継続通知が日本語で記述されていること（ただし、将来的には、日本からの帰国者が多い外国に関しては、顧客サービス向上等の目的で、当該外国の公用語で記述された通知を生命保険会社が作成するようになるかもしれない）、(サ) 準拠法が問題とされている更新後定期保

(52) 通則法では法律行為に関しては例外条項 (clause d'exception. 回避条項 (Ausweichklausel) ともいう) が設けられなかったが、原則的抵触規則が再密接関係地法という形になれば、そもそも例外条項は不要だと考えられていたからである。法例研究会 (2004) 159 頁参照。

險契約ではないが、元々の当初定期保険契約が日本国内において締結されたものであることである。両者を比較すると、当該外国を最密接関係地法と捉えることもできるかもしれない。そして、その場合には、本稿の設例である更新後定期保険契約に関しては、保険契約者兼被保険者および保険金受取人の常居所地である当該外国の法が準拠法になる。

(b) 通則法 11 条 6 項 2 号が適用されないとする考え方

契約上の履行地と現実の履行地が常態的に乖離しており、かつ、当該契約においても両履行地が異なる場合であっても、契約上の履行地が通則法 11 条 6 項 2 号の「債務履行地」であり、本稿の設例では契約上の履行地は保険者の事業所所在地である日本であるので、通則法 11 条 6 項 2 号が適用されることになる筈であるが、こと本稿の設例に関しては同号の適用を保険者が主張することは許されないとする考え方である。もし同号の例外規定が適用されないとすると、消費者契約の特例である通則法 11 条 2 項が適用されて、消費者の常居所地法が準拠法になる。

通則法 11 条 6 項 2 号の適用を保険者が主張できないとする根拠は、保険約款で保険金支払債務の履行地を保険者の本社（または支店）と規定しているのは事実であるが、保険金支払債務の履行としては、ほとんどの場合に保険者は保険金受取人指定の銀行口座等への送金で行っている実態、および、当該保険契約に関しても同様の債務履行が予定されていたことに鑑みると、準拠法決定の場面において、消費者契約の特例の適用排除のため、ことさらに保険約款において取立債務と規定されていることを保険者が主張することは、信義則に反し許されないと考えられることにある。

ただ、一概に信義則とは言っても、どのような局面における信義則であるかを慎重に検討する必要がある。本稿の設例に適用され得る信義則として考え得るものは二つある（なお、準拠法決定の前段階であるから、特定の実質法（たとえば、日本民法 1 条 2 項の信義則や同条 3 項の権利濫用）が問題となる訳ではない）。

(b-1) 民事訴訟における信義則

一つは、法廷地の手続法である日本の民事訴訟における信義則（民事訴

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

訟法2条。信義誠実訴訟追行義務）である。

ここで参考になるのが、保険金請求訴訟における国内の土地管轄をめぐる争いである。保険金受取人は自身の住所を管轄する裁判所に、生命保険会社を被告として提訴すると、保険者は本社所在地を管轄する裁判所への移送を申し立てて、移送の可否をめぐる争いとなることがある。その際には、保険者は、保険約款で専属的管轄合意がなされていると主張するとともに（民事訴訟法11条）、提訴された裁判所には特別裁判籍が存在しないことを主張する。そして、特別裁判籍が存在しない理由として、保険約款で保険金支払債務の義務履行地（民事訴訟法5条1号）が本社にあると規定されていること（以下、履行地条項という）を主張することになる。履行地条項が有効であるとする、実際には保険金受取人の住所地を履行地とする保険金支払実務が行われているにもかかわらず、義務履行地の特別裁判籍が被告たる保険者の普通裁判籍と同じ地となり、事実上、国内の土地管轄について専属的合意管轄を定めたことと同じ効果を持つことになる。そこで、こうした約款条項の有効性が争われてきた。⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾

(53) 履行地条項の有効性を肯定する裁判例が多い。たとえば、高裁レベルの決定としては、高松高決昭和47年6月14日判時676号38頁、福岡高決昭和50年9月12日判時805号76頁、大阪高決平成8年6月24日金商1009号28頁。なお、やや特殊な事案であるが、名古屋地決昭和55年5月9日判タ421号123頁も有効性を肯定する。

履行地条項の有効性を否定する裁判例もある。有効性を否定する裁判例の論理としては、いくつかのものがある。

たとえば、保険契約上は取立債務の合意が成立しているものの、保険金請求によって保険金受取人が持参払を求めた場合には、それは持参債務へ変更する特約の申込みにあたり、保険者が諾否の通知をしなければ、みなし承諾（商法509条2項）により同特約が成立して履行地は保険金受取人の住所地になるとした裁判例がある（広島高裁松江支決昭和56年8月17日判タ451号97頁）。ただし、この論理は、保険金受取人が訴外での保険金請求を行っていた場合でないと用いることができないことが多いであろう。

またたとえば、当該約款条項は実質上専属的合意管轄を定めたものに他ならないところ、経済的弱者とも言うべき保険契約者に不利に、しかも保険契約者が十分にその意味を理解していないことからすると、当該約款条項は無効であるとした裁判例がある（高松高決昭和62年10月13日判タ662号234頁）。今日では、この論理は消費者契約法10条を根拠とすることになろう（山下（2005）533頁参照）。

(54) 学説は、保険法上においては、保険約款の履行地条項を制限的に解釈する学説が多いが（小林（1998）223頁、山下（2005）532頁、山下他（2019）318頁〔竹濱修〕参照）、有効性

広島高決平成9年3月18日判タ962号246頁（以下、広島高決平成9年という）はそのような事案の一つであるが、広島地裁は保険者による移送申し立てを却下し、即時抗告を受けた広島高裁も抗告を棄却した。広島高裁は、抗告棄却の理由のうち、専属的管轄合意の主張について次のように述べる。

「本件においては事故死に基づく保険金請求であり、前記の転落死が被保険者の重大な過失によるかどうか争点となって、事故現場の状況、事故前後の事情に関する人証などの証拠調べを必要とする予想されるところ、これらの事情は公平、迅速、適正及び訴訟費用の軽減の見地から本件本案訴訟の審理に極めて重要であり、右の抗告人（筆者注：保険者のこと）指摘の全契約者の利益に優る利益である。したがって、保険契約者において契約に際して本件約款を承知した旨の意思表示が認められることを考慮にいれても、抗告人が本件本案事件において右の特約に基づき専属的合意管轄を主張することは民事訴訟における信義誠実の原則にもとるものといわなければならない。」

そして、義務履行地管轄に基づく移送申し立てについても、専属的管轄合意に基づく移送申し立てを否定する上述の理由と同様の理由により、そのような主張を保険者が行うことは、「民事訴訟における信義誠実の原則にもとるものといわなければならない。」と述べた⁽⁵⁵⁾。

なお、民事訴訟における信義則違反として一般に示されている訴訟行為類型は、訴訟上の権能の濫用の禁止、訴訟上の禁反言、訴訟上の権能の失効、訴訟状態の不当形成の排除の4類型（さらに、相手方の訴訟行為の妨害の禁止を加えて5類型に分類することもある）である⁽⁵⁶⁾。広島高決平成9

、を認める見解もある（石田（1997）330頁参照）。

一方、民訴法学においては、履行地を規定する約款条項の有効性を認め、当該約款条項に基づいて特別裁判権である義務履行地を認定する考え方が多いようである。たとえば、新堂＝小島（1991）164頁〔佐々木吉男〕、秋山他（2014）109頁〔保険者の本社を義務履行地としつつ、民事訴訟法17条による適宜の移送により処理すべきとする〕参照。

(55) 小林（1998）も高橋（1999）も、信義則に基づく解決に賛意を示している。

(56) 伊藤（2011）325-326頁、兼子他（2011）30-33頁〔新堂幸司＝高橋宏司＝高田裕成〕、

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

年は、これらの類型のうちの訴訟上の権能（移送申立権）の濫用の禁止に該当すると考えられる⁽⁵⁷⁾。

また、国際民事訴訟に関しても、民事訴訟における信義則が取り上げられることがある。たとえば、アムステルダムの裁判所の専属的管轄を規定する船荷証券約款の有効性を認めた最判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1554 頁について、石黒教授は、当該事案は内国関連性が強い⁽⁵⁸⁾ため、「信義則（国際民訴法上のそれ）的観点からの疑問がある。」と批判している。

このように、民事訴訟においても信義則の考え方が採用されている。したがって、たとえば、本稿の設例に関して、仮に保険者が保険金支払債務の不存在確認請求訴訟を日本の裁判所に提訴する場合に、履行地管轄（民事訴訟法 3 条の 3 第 1 号）を基に日本の国際裁判管轄権を保険者が主張することは、民事訴訟における信義則違反として許されないかもしれない。けれども、本稿で検討しているのは、設例における適用準拠法であって、消費者契約の特例の例外（通則法 11 条 6 項 2 号）に該当することを保険者が主張することに関しては、民事訴訟における信義則違反が問題になることはないと考えられる。なぜなら、準拠法の決定に関して保険者は何ら訴訟行為を行っていないため、民事訴訟における信義則が適用され得る場面ではないと考えられるからである（また、民事訴訟における信義則違反に関する前述の 4 類型（あるいは、5 類型）のいずれにも該当しない）。

ㄨ 秋山他（2014）41-50 頁参照。

(57) 秋山他（2014）50 頁参照。

(58) 石黒（1990）215 頁。

また、石黒（1986）543 頁が承認管轄決定の基準時に関して述べている「信義則的観点」とは、この民事訴訟における信義則を意味していると思われる。

なお、裁判ではなく倒産手続に関してであるが、石黒（1990）273-274 頁は、国際倒産において、国内倒産手続に組み込まれた債権者や組み込まれるべき債権者が、外国で抜け駆け的な個別執行を行うことを規制すべく、「信義則的観点からの調整をはかるべきである。」と提言する。石黒教授は、既に石黒（1988）195 頁において、当該論点に関して、「信義則的観点からして問題ではないか」と問題指摘をしていた。

(b-2) 国際私法における信義則

もう一つは、日本の国際私法における信義則違反（とでも言うべきもの）である。準拠法決定にあたり、特定の準拠法決定ルールに該当することを一方当事者が主張することが、当該事案の事情の下では信義則違反として許されないことがあり得ると思われる。

ただ、そもそも国際私法における信義則違反に関しては、裁判例が見当たらないようである。

学界においても、従来ほとんど議論がなされていないようであるが、国際私法における信義則について触れている研究としては、次のようなものがある。

たとえば、三浦教授は、適応問題に関して適応が許容されるためには「国際私法上の信義則のごとき超越原則」をそこに認めなければならないとする。そして、『『国際私法における信義則』ともいうべき原則』とは、「現実の事案の解決は正義に従うべしとする法の基本原理に由来し、裁判官の正義感を指導する」ものだとする⁽⁵⁹⁾。

また、石黒教授は、主権免除について絶対免除主義が判例で採用されていた当時に、絶対免除主義を批判する著述において、外国国家との契約書に免除特権放棄条項が置かれていた場合には、裁判において当該外国国家が主権免除を主張しても、「国際法として信義則の全く妥当しない法分野があるはずはなく」、明確な放棄がなされていれば当該条項に従った処理を行うべきである等と述べている⁽⁶⁰⁾。

このように、国際私法における信義則は明文規定がなく、裁判例も存在しないようであり、学界における研究も十分には蓄積されていないようである。けれども、日本の国際私法においても信義則の法理は存在すると考えられる。なぜなら、日本の国際私法の法規定とて完全無欠のものではな

(59) 三浦（1964）290頁、61頁。

(60) 石黒（1988）142頁。ただし、裁判における主権免除の主張を制限する機能であるので、この記述はむしろ上述の民事訴訟における信義則（訴訟上の権能の濫用の禁止、または、訴訟上の権能の失効）に分類すべきかもしれない。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

いのであり、信義則を適用すべき場面が全く存在しないとは考えられない。また、信義則は日本の法体系において根底をなす法理の一つと考えられるからである（その表れの一つが民法1条2項や民事訴訟法2条とも言えよ⁽⁶¹⁾う）。

そうであるとする、通則法の適用にあたって、信義則違反が問われることがあり得ることになる。本稿の設例に即して言えば、保険約款において履行地を保険者の本社（または支社）と規定しているものの、保険者は通例は持参債務として債務を履行しており、当該事案に関しても持参債務として履行する予定であったという事情の下では、保険金受取人が能動的消費者であるとして、消費者契約の特例の例外に該当することを保険者が主張することは信義則違反として許されないと考えられる。

4. 結 論

日本で暮らす在留外国人は、近年は増加傾向にあり、また、2019年4月に特定技能という在留資格が創設されたこともあって、今後も増加し続けるであろう。そして、日本の生命保険会社は、短期在留外国人向けの生命保険の引き受けに力を入れていくかもしれない。その場合、日本の生命保険会社が引き受けた短期在留外国人向けの生命保険契約のうち、定期保険に関しては、保険契約者兼被保険者が本国たる外国に帰国すると、帰国時に当該定期保険契約を解約したりしない限り、いずれ本国で更新時期を迎えることになる。更新のほとんどは自動継続であるが、更新後定期保険契約は従前の保険契約とは別契約であると考えられる（前述2）。したがって、改めて更新後定期保険契約の準拠法を決定する必要がある。

ところで、日本の生命保険会社が一般に使用している保険約款には準拠法条項が置かれていない⁽⁶²⁾。そして、帰国後の自動更新の実態に鑑みると、

(61) なお、実質法における信義則の考え方は、英米法系の諸国（ただし、米国を除く）では一般的ではないようである。船越（2005）参照。

(62) 日本の生命保険会社の約款に準拠法条項を設けるべきことについては吉澤（2017）47頁

保険者および保険契約者において、日本法を準拠法とする黙示の合意または意思の合致があったとは、少なくとも一般的には言えないであろう。したがって、更新後定期保険契約は、準拠法指定のない契約であることが十分にあり得ることになる（前述3(1)）。

その後、本国において保険契約者兼被保険者が死亡すると、やはり同国に居住しているであろう保険金受取人が日本の生命保険会社に保険金請求をすることになる。そして、保険金の支払可否や支払額をめぐる紛争が生じると、保険金受取人は、日本の裁判所または当該外国の裁判所に提訴することになるであろう。当該外国の裁判所に提訴した場合には、当該外国の国際私法に従って更新後定期保険契約の準拠法が決まることになる⁽⁶³⁾。一方、日本の裁判所に提訴した場合には、日本の国際私法である通則法に従って更新後定期保険契約の準拠法が決まることになる。

日本が法廷地となった場合には、更新後定期保険契約は、消費者契約の特例の例外（通則法11条6項2号）には該当しないとも考えられる。な

、頁、64-65頁参照。

(63) 特定技能資格での在留外国人のうち最多を占めるのはベトナム人であるが（後掲注66参照）、ベトナムで保険金受取人が提訴した場合には、同国の国際私法である民法典（2015年11月24日成立。2017年1月1日施行）中の関連規定（和訳が笠原（2017）46頁以下に掲載されている）によって準拠法が決まることになる。同法典においても準拠法指定の有効性が原則として認められているが（664条2項、683条1項1文）、準拠法指定がない場合には密接関係地法が適用される（683条1項2文）。そして、① 役務契約においては供給者たる法人の設立地法、② 消費者契約においては消費者居住国法、等のいずれかの法が密接関係地法とみなされると規定されている（683条2項）。ただし、①と②の優劣関係は法文上からは明らかではない。

一方、次に特定技能資格での在留者が多いのは中国人であるが、中国で保険金受取人が提訴した場合には、同国の国際私法である「涉外民事関係法律適用法」（2010年10月28日成立。2011年4月1日施行）によって準拠法が決まることになる。同法41条は契約準拠法指定を認めているが、こと消費者契約に関しては、準拠法指定の有無を問わず、消費者の常居所地法と商品・役務提供地法との選択的連結となる（同法42条1文、2文前段）。なお、消費者の常居所地において事業者が関連する経営活動に従事していなかった場合には、商品・役務提供地法が準拠法となる（同法42条2項後段）。したがって、保険金受取人が中国で提訴した場合には、定期保険契約の自動更新が事業者の経営活動に該当するの否か（該当するのであれば同法42条2項後段は適用されない）、また、該当しない場合には保険給付債務の履行地がどこになるのかが中国法の解釈として問題となろう。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

ぜなら、契約上の履行地と現実の履行地が常態的に乖離しており、かつ、当該契約においても両履行地が異なる場合において、現実の履行地を通則法11条6項2号の「債務履行地」と捉える立場では、同号には該当しないからである。したがって、更新後定期保険契約の準拠法は、消費者契約の特例が適用されるので、最密接関係地法（通則法8条）ではなく、保険契約者兼被保険者の常居所地法である外国法になると考えられる（通則法11条2項。前述3(2)①）。

一方、もし契約上の履行地と現実の履行地が常態的に乖離しており、かつ、当該契約においても両履行地が異なる場合にも、契約上の履行地を通則法11条6項2号の「債務履行地」と捉える立場を採ると、更新後定期保険契約は消費者契約の特例の例外（通則法11条6項2号）に該当することになる。そのため、消費者契約の特例（通則法11条2項）が適用されずに最密接関係地法が準拠法となる（通則法8条1項）。けれども、特徴的給付に関する推定規定があるものの（通則法8条2項）、更新後定期保険契約に関してはこの推定規定を覆して、保険契約者兼被保険者の常居所地法である外国法が最密接関係地法として準拠法になることも考えられる（前述3(2)②(a)）。また、そもそも、更新後定期保険契約が消費者契約の特例の例外（通則法11条6項2号）に該当する旨を保険者が主張すること自体が、国際私法における信義則に反し許されないと考えられる。この場合は、更新後定期保険契約の準拠法は、消費者契約の特例が適用されることになるので、最密接関係地法（通則法8条）ではなく、保険契約者兼被保険者の常居所地法である外国法になると考えられる（通則法11条2項。前述3(2)②(b)）。

したがって、いずれの立場に立つとしても、更新後定期保険契約の準拠法は保険契約者兼被保険者の常居所地法である外国法になる可能性があると考えられる。その場合には、更新後定期保険契約の成立や効力は、保険契約者兼被保険者の常居所地法である外国法に従って判断されることになる。

ところで、保険契約者兼被保険者である在留外国人の帰国後に契約更新を迎えた場合に、更新後定期保険契約を日本の保険会社が引き受け続ける

ことは、当該外国における越境保険取引規制に抵触する可能性が高い。なぜなら、世界的に、海外直接付保規制⁽⁶⁴⁾または免許制によって保険の越境取引が規制されているのが一般的であり⁽⁶⁵⁾（日本においては、保険業法 186 条に海外直接付保規制が規定されている）、短期在留外国人向け定期保険契約の保険契約者兼被保険者の帰国後の常居所である外国にも、そのような規制が存在する可能性が高いからである。むしろ、短期在留外国人の出身国は開発途上国であることが多いので⁽⁶⁶⁾、厳格な越境保険取引規制が存在する可能性が非常に高いと言えよう。たとえば、特定技能資格での在留外国人のうち最多を占めるのはベトナム人であるが、ベトナムにおいては、同国に居住する者を被保険者とする生命保険契約や健康保険契約は越境取引が認められていない⁽⁶⁷⁾。また、2 番目に多いのは中国人であるが、中国においては、中国保険法に基づいて設立された保険会社または中国に開設された外国保険業者の支店でないと営利保険事業を営むことができない⁽⁶⁸⁾。このように、外国の規制に抵触するような越境保険引受を日本の保険会社が行うことは、日本の監督法上も容認し難いであろう（保険業法 100 条の 2）。

こうして、更新後定期保険契約が当該外国における越境保険取引規制に抵触することになると、当該外国においては、更新後定期保険契約は私法上も無効となる可能性が高い（日本においても、海外直接付保規制に抵触する保険契約は私法上も無効と解されている⁽⁶⁹⁾）。したがって、保険契約者

(64) 海外直接付保規制とは、規制国内に所在する人や財産等について、外国の保険業者が保険引受をすることを禁止したり制限したりする保険監督規制のことである。

(65) 吉澤（2016）参照。

(66) 出入国在留管理庁・前掲注 1 の 20 頁によると、特定技能の資格で在留している外国人の国籍別割合の上位は、ベトナム（58.8%）、中国（10.0%）、インドネシア（9.4%）、フィリピン（6.2%）、ミャンマー（4.9%）、カンボジア（4.1%）、タイ（3.0%）である（2020 年 6 月末現在の速報値）。

(67) *Ref.*, Decree No. 123/2011/ND-CP of December 28, 2011, Article 3.4.

(68) 中国保険法 6 条（保険会社設立の許可に関する規定は同法 67 条、支店開設の許可に関する規定は同法 74 条）。なお、事業者向け保険契約に関しては、直接付保規制も別途存在する（同法 7 条）。ちなみに、2009 年 2 月 28 日改正後の中国保険法の和訳が清河＝周（2010）266-308 頁に掲載されている。*Ref.*, Campbell（2015）§ 12.37; Fu（2015）。

(69) 山下（2018）206 頁参照。なお、越境保険取引規制として日本と同じく海外直接付保規

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

が保険契約の無効を主張する場合には（たとえば、被保険者が死亡しないまま保険期間の満了を迎えた更新後定期保険契約について、それらの契約は無効であったとして支払済の保険料相当額の返還を求める場合）、当該外国において提訴する可能性が高い。

他方、被保険者死亡を受けて死亡保険金を請求する場合には、当該外国に居住している保険金受取人が当該外国で保険金請求訴訟を提起すると、当該外国の国際私法において更新後定期保険契約の準拠法が当該外国法と判断される場合はもちろん、日本法と判断される場合も、法廷地の強行的適用法規として当該外国の越境保険取引規制違反に関する規律も適用されるので、更新後定期保険契約は私法上も無効となり、保険金請求が認められない可能性がある（もちろん、当該外国における越境保険取引規制違反契約の取扱い次第であるので、保険金請求が認められる可能性もある⁽⁷⁰⁾）。そこで、保険金受取人は、当該外国での提訴を避けて、わざわざ日本の裁判所に提訴することになるものの、上述のとおり、日本の国際私法においても、更新後定期保険契約の準拠法は当該外国法になる可能性があり、その場合には当該外国の越境保険取引規制違反に関する規律を準拠法国の強行的適用法規と捉えて特別連結すべきか否かを検討する必要がある⁽⁷¹⁾。他方、日本の国際私法において、更新後定期保険契約の準拠法が日本法になる場合には、当該外国の越境保険取引規制違反に関する規律を第三国の強行的適用法規と捉えて特別連結すべきか否かを検討する必要がある⁽⁷²⁾。

、制を採用するフランスでは、原則として規制違反契約を無効としつつも、保険契約者等が善意であれば、保険契約者等との関係では有効であると規定されている（フランス保険法典 L310-2 条 2 項）。

(70) 越境保険取引規制違反であっても、保険契約者側が契約無効を主張しない限り、当該保険契約を有効な保険契約として取り扱う法域もある。

(71) 準拠法国の強行的適用法規の適用が認められた裁判例がある。大判大正 9 年 10 月 6 日 評論 9 卷 諸法 481 頁（横山（1995）参照）、東京高判昭和 28 年 9 月 11 日 高民集 6 卷 11 号 702 頁（イラン石油国有化事件。ただし、判決に対する批判について竹下（2012）37 頁）参照。

(72) 第三国の強行的適用法規（越境保険取引規制違反に関する規律）の特別連結について吉澤＝横溝（2018）を参照。

このように、短期在留外国人向けの定期保険契約について当該外国人の帰国後に更新される定期保険契約は、当該外国の越境保険取引規制に抵触する可能性があると考えられる。そのため、短期在留外国人向けの定期保険契約に関しては何らかの対策を講じる必要があろう⁽⁷³⁾。当該外国の越境保険取引規制の内容次第であるが、たとえば、定期保険の被保険者の海外移住や外国への帰国を保険約款の保険者側からの不更新事由に加えたうえで⁽⁷⁴⁾、海外移住の場合には定期保険を更新できない旨を広く保険契約者等に周知するとともに、保険契約者兼被保険者から海外転居や帰国の通知が保険者になされた時点で、当該定期保険契約の更新を停止する準備や対応を行うことが考えられる。

参考文献

- 秋山幹男他編（2014）『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ』（2版追補版）日本評論社
石黒一憲（1986）『現代国際私法 上』東京大学出版会
石黒一憲（1988）『国際的相克の中の国家と企業 —— 法的省察への序章 ——』木鐸社
石黒一憲（1990）『国際私法』（新版）有斐閣
石田満（1997）『商法Ⅳ（保険法）』（改訂版）青林書院
伊藤眞（2011）『民事訴訟法』（4版）有斐閣
鴻常夫編（1995）『註釈自動車保険約款（下）』有斐閣
岡田豊基（2017）『現代保険法』（2版）中央経済社
奥田安弘（2009）『国際私法と隣接法分野の研究』中央大学出版部
笠原俊宏（2017）「新しいベトナム国際私法・邦訳と解説 『婚姻及び家族に関する法律』及び『民法典』中の国際私法規定（上）」戸籍時報762号
兼子一他（2011）『条解 民事訴訟法』（2版）弘文堂
神前禎（2006）『解説法の適用に関する通則法 —— 新しい国際私法』弘文堂
神前禎＝早川吉尚＝元永和彦（2019）『国際私法』（4版）有斐閣 清河雅孝

(73) ただし、本人帰国後の更新後定期保険契約は、日本の国際私法上も（本文2参照）、また、当該外国の越境保険取引規制上も、別契約ではない、との解釈を採用するのであれば、特段の対応は不要かもしれない。

(74) 生命保険会社の現行約款では、被保険者の海外移住は不更新事由とされていないようである。たとえば、日本生命・定期保険約款8条2項、明治安田生命・定期保険約款25条1項、第一生命・定期保険約款40条2項、住友生命・定期保険約款45条1項但書参照。

短期在留外国人を保険契約者兼被保険者とする定期保険契約が本国帰国後に更新されたときの更新後契約の準拠法

- (1995)「中国保険法の制定」文研論集 112 号
- 清河雅孝=周喆 (2010)「2009 年の中国改正保険法」産大法学 43 卷 3・4 号
- 小出邦夫他 (2006)「『国際私法の現代化に関する要綱』の概要」別冊 NBL 編集
部編『法の適用に関する通則法関係資料と解説』商事法務
- 小出邦夫 (2014)『逐条解説 法の適用に関する通則法』(増補版) 商事法務
- 小林登 (1998)「判批」損害保険研究 60 卷 3 号
- 斎藤秀夫他編著 (2001)『注解民事訴訟法 (1)』第一法規出版
- 櫻田嘉章=道垣内正人編 (2011)『注釈国際私法 第 1 卷』有斐閣
- 櫻田嘉章 (2012)『国際私法』(6 版) 有斐閣
- 澤木敬郎=道垣内正人 (2018)『国際私法入門』(8 版) 有斐閣
- 新生命保険実務講座刊行会 (1966)『新生命保険実務講座 第 5 卷 選択・保全・
経理・財務』有斐閣
- 新堂幸司=小島武司編 (1991)『注釈民事訴訟法 (1) 裁判所・当事者 (1)』有斐
閣
- 住吉博 (1976)「判批」判タ 332 号
- 高橋徹 (1999)「判批」判タ 1005 号
- 竹下啓介 (2012)「外国における国有化の効力」国際私法判例百選 (2 版)
- 谷口知平 (1988)「判批」生命保険判例百選 (増補版)
- 筒井健夫=村松秀樹編著 (2018)『一問一答 民法 (債権関係) 改正』商事法務
- 中西康 (2007)「契約に関する国際私法の現代化」ジュリ 1292 号
- 西谷祐子 (2007)「消費者契約及び労働契約の準拠法と絶対的強行法規の適用問
題」国際私法年報 9 号
- 日本生命保険 (2016)『生命保険の法務と実務』(3 版) 金融財政事情研究会
- 萩本修編著 (2009)『一問一答 保険法』商事法務
- 船越優子 (2005)「コモン・ロー諸国における信義誠実の原則の展開」神戸法学
雑誌 55 卷 2 号
- 法務省民事局参事官室 (2005)「国際私法の現代化に関する要綱中間試案補足説
明」民事月報 60 卷 5 号
- 法例研究会 (2003)『法例の見直しに関する諸問題 (1) —— 契約・債権譲渡等
の準拠法について ——』別冊 NBL80 号
- 法例研究会 (2004)『法例の見直しに関する諸問題 (4) —— 代理、信託、親族
関係等の準拠法及び総則規定について ——』別冊 NBL89 号
- 三浦正人 (1964)『国際私法における適応問題の研究』有斐閣
- 山下友信 (2005)『保険法』有斐閣
- 山下友信 (2018)『保険法 (上)』有斐閣
- 山下友信他 (2019)『保険法』有斐閣
- 山中政法=佐藤義一=福山和昭 (2019)『改正入管法のポイント —— 外国人材の

- 受入れと在留資格「特定技能」』法律情報出版
- 横山潤（1995）「外国公法の適用」涉外判例百選（3版）
- 吉澤卓哉（2016）「通信による保険の越境取引に関する規制の在り方（1）（2完）」
損害保険研究 78 卷 1 号、2 号
- 吉澤卓哉（2017）「外国居住者を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約の準
拠法 —— 東京地判平成 25 年 5 月 31 日を素材として ——」生命保険論集
199 号
- 吉澤卓哉＝横溝大（2018）「外国居住者を保険契約者兼被保険者とする生命保険
契約への当該外国の海外直接付保規制の適用可否」生命保険論集 202 号
- Campbell, Dennis ed. (2015) *International Insurance Law and Regulation*,
Thomson Reuters, AT